

1979 年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

1979年12月1日

駿台史学会

於 明治大学大学院南講堂

経済更生運動と報徳社

小川信雄

I 問題設定

a, 研究の動向

b, 本報告の課題

II 浜口内閣『公私経済緊縮運動』

a, 国民精神作興以後の教化総動員

b, 地方行政と国民動員策

c, 静岡県の公私経済振興策

III 土方村=特別指導村自治振興事業の展開

a, 土方村の報徳社運動

b, 土方村自治振興事業の開始

c, 報徳主義の論理と意義

IV 経済更生と報徳主義の帰結（まとめ）

a, 準戦時体制下から戦時体制下へ

M E M O

突厥オンギン碑文について

沢 田 勲

チュルク碑文は、17世紀に既にその存在が知られていたようだが、これを写真や拓本として学界に紹介されたのは、1889年ロシアの考古学者ヤドリンツェフの手による。その後、1893年デンマークの言語学者トムセンによって解読されて以来、約一世紀にわたり研究が積み重ねられてきた。チュルク碑文は、大別すると突厥碑文（オルホン碑文）、キルギス碑文（イエニセイ碑文）、ウイグル碑文に分けられる。本発表は突厥碑文の一つであるオンギン碑文に焦点をあてて報告する。

オンギン碑文は、1891年ヤドリンツェフによって、現モンゴル人民共和国のケクシュ・オルホンの南、オンギン水域のタラメルにて発見された。この碑文の製作状況について、第二突厥王朝の創建者である骨咄禄可汗のために建てられたとするラドロフ説、骨咄禄の弟で後に大可汗の地位につく黙啜のために建てたとするマルクワルト説、並びに小野川秀美氏が主張する骨咄禄・黙啜の弟で骨咄禄時代は葉護、黙啜時代は設の位にあった咄悉匐の紀功碑とする説等に分かれている。

このように、オンギン碑文の製作状況について意見が分れているのは、この碑文が他のオルホン碑文（闕特勤碑文、毗伽可汗碑文）と比べて磨滅が激しく字体、文体も整備されていず、その上年代的記載がほとんど見られない為である。本発表では、碑文解読を基礎に、製作者、製作年代を考察し、この碑文の製作目的を明らかにすることによって、当時の第二突厥王朝の政治状況について概観してみたいと思う。

M E M O

エリザベス一世治下イングランドの貧民と貧民政策

——ノリッヂ市を中心として——

佐 藤 清 隆

私の当面の大きな研究テーマは、生活実態・意識・運動という側面を重視しながら、イギリス近代化における底辺民衆の世界を社会史的に把握していくとする点にある。しかし、このような研究方向も、その方面における研究的整理とそれへの批判という作業過程のなかで進めていく必要がある。それ故、本報告では、前述の問題視角に立ちつつ、かかる視角をより具体化していくための一作業として、従来の救貧史研究に対する批判が主要課題とされなければならない。

それでは、この時期の救貧史研究は、従来どのように取り上げられていたであろうか。ほとんど多くの研究が、前述の私の基本視角を欠除させていたということを別としても、従来の救貧史研究は、少なくとも二つの点で問題性を含んでいたと考えられる。その一つは、当時の支配的な、擬制を伴った価値観が参入していると考えられる「法令」の「虚弱貧民」と「身体壮健な貧民」という区別やR・ホリンシェド、W・ハリソン等の当時の時論家による「虚弱で不具な貧民」、「不慮の傷害による貧民」、「浪費的な貧民」という貧民分類に依拠して貧民のイメージを描くのみで、その貧民のイメージに対しては全くと言ってよいほど無批判的であるという点。もう一つは、当時の貧民政策を他の時代や他の国との比較のなかで政策的側面から問題とすることはあっても——一般的には、貧民政策賞賛の傾向がみられる——、当時の貧民政策が、本質的に貧民にとってなにを意味していたのかという点を掘り下げて考察するには到っていないという点である。

そこで、本報告では、一つの例として、当時ロンドンに次ぐ第二の都市であったノリッヂ市の場合を取り上げ、前述のごとく、従来当該社会の貧民政策を問題とする場合落ちていた二つの視点——(1) 当時の支配的な貧民観（本報告では、ノリッヂ市当局のそれ）と貧民の実態との区別、(2) 貧民政策が貧民にとって有する意味——を意識的に導入することによって、従来の当該社会に関する救貧史研究の甘さを根本的に批判し、当該ノリッヂ市当局による貧民政策の基本的特徴を明らかにすることを課題としてみたい。また、終わりには、今後の研究方向として、当面の二つの研究課題について触れておきたい。なお、本報告の順序は、下記の通りである。

I, はじめに

- (1) 貧民研究とその方向性
- (2) ノリッヂ市における貧民政策の歴史的背景

II, ノリッヂ市当局の貧民観

——「貧民に対する治安規制令」(1571年)の分析(1)——

III, ノリッヂ市貧民の歴史的実態

——「貧民センサス」(1570年)の分析——

IV, ノリッヂ市当局の貧民政策

- (1) 規制・救済条項

——「貧民に対する治安規制令」(1571年)の分析(2)——

- (2) 貧民政策の実施内容

——「市長裁判所議事録」及び「市長記録簿」の分析——

V, 結びに代えて

——今後の研究方向——

- (1) 貧民の社会的地位について

- (2) 「貧民による貧民のための民衆文化の拠点」である「エールハウス」
(Alehouse)について

M E M O

弥生時代の研究と朝鮮半島

杉 原 荘 介

1

わが国の農耕文化に関する古い遺跡が、北九州地方に多く見られることより、その農業技術が、この地方に近接する大陸から渡来したものに違いないといわれてから、すでに長い。しかし、現在では、いま一歩進めて、もう少し具体的に述べなければならないところに来ているであろう。けれども、それはわが弥生時代の文化の全体が、半島の文化のどの部分に相当するかという問題のなかで論ぜられることが望ましい。そして、両者を対比するための土器の型式論と、これに伴う年代決定が参考となろう。

2

しかしながら、私は朝鮮半島における考古学研究の専門家ではない。私の態度は、現在に至るまでの弥生時代の研究成果が、半島における考古学研究の結果からみても間違っていないかどうかの検討が第一。それからして、始めてその部分に関しての開明が、少しでも半島の考古学にお役に立てばと思っているだけである。われわれの研究にも大いに貢献するように努力されてきた半島の学者たちに、大いに感謝せねばならないと思っている。

3

まず、前記した如き年代決定について、実は最近かなりの変化をしている。その大略は、当然対比年代(Cross Dating)の方法をとるわけであるが、原点年代(製作年代: Original Date)に仮定加算(終末年代: Presumable Year Adding)する場合に、それを約100年としてきたのであるが、現在は約50年としている。これは大陸よりの渡来品には、政治的な意図によるものが多いという考え方によるのである。

それによれば、弥生時代の前期の始まりを、300→350 B.C. に、前期と中期の交わりを、100→150 B.C. に、中期と後期の交わりを、100→50 A.D. に、後期の終わりを、300→250 A.D. に変更している。(詳細は考古学雑誌 第65巻 第4号、「弥生時代に対する年代決定の新しい試み」参照)

4

まず、初期の問題として、槐亭洞I式土器一夜臼B式土器ラインを考える。このラインに沿って、日本最初の農耕技術が伝わってきたのである。そして、開始された農耕生活を基盤として、初の弥生式土器(板付式土器)が生まれた。これは、朝鮮半島での事象の上からいえば、

支石墓社会から、青銅器社会への過渡期であろう。すなわち、それは 350 B. C. を少し遡った年代のこととおもう。槐亭洞 I 式土器は釜山槐亭洞式土器とした方がよいかかもしれない。（同じく、科学朝日 第34巻 第2号「農耕文化は朝鮮半島から」参照）

5

つぎに、末期の問題として、弥生式土器の時代から土師式土器の時代の移行について、すなわち土師式土器の出現に関し、それは金海式土器（槐亭洞 II 式土器）の示す文化の影響なしでは考えられないことを、かつて述べたことがある。（同じく、駿台史学 第34号「弥生式土器と土師式土器との境界」参照）

この両者の関係の軸となったのは、まだ推定の域を出ないが、鉄器原料の授受のはげしい増加ではなかっただろうかと考えている。そして、半島においては、青銅製の宝器類を、多量に個人墓に副葬するという風習は衰えていたであろう。これにより、半島におけるその時期は、少なくとも、250 A. D. よりは古かったであろう。

6

このようにみると、日本の弥生時代は、朝鮮半島における青銅器社会と、大体において併行していたものらしい、ということがわかる。

そこで、半島における青銅器社会の時代分期が必要となってくる。しかし、これについてはすでに韓国考古学者による、細形銅劍を主とした、幾つかの優れた業績がある。

わたくしは、それらを勘案しながらも、日本において、同伴したであろう鋸歯文鏡による、従来の編年を発展してみたいと思う。すなわち、それらを A 式・B 式・C 式に細分するのである。

A 式が伴っている墓地は、まだ不明であるが、遼寧式銅劍や、磨製石器を伴っていた忠成南道の松菊里遺跡などが、それではなかろうか。B 式について、最近良好な資料にめぐまれております、同じく槐亭洞遺跡や南域里遺跡があり、石室の遺構が認められる。そして、同伴していた粘土帶付鉢形土器とされるものを、大田槐亭洞式土器と呼びたい。さらに C 式については、江原道の横城遺跡や慶尚北道の入宿里遺跡があげられる。いずれも土壙墓であったらしい。

これより、鋸歯文鏡を伴わない時期に入る。これ以降を続青銅器社会としよう。青銅器社会と続青銅器社会の境界が、いわゆる楽浪郡の設置の時期であろう。

7

これらの青銅器社会と、弥生時代の文化の関係を見ねばならない。まず、B 式の時期に、大田槐亭洞式土器が移入されている。それらは、下伊田式土器や城ノ越土器と共に伴する。したが

って、その時期は 150 B. C. 前後と年代づけしてよいであろう。

そして、ついに日本にも、朝鮮半島製の青銅器が見られるようになる。それは、城ノ越式土器から、須玖式土器への過渡期であり、50 B. C. 前後としてよいであろう。

さらに、続青銅器社会の時期となり、永川魚隱洞や大邱坪里の遺跡で発見される同鑄型による小銅鏡が日本でも発見される。それは、佐賀県二塚山遺跡の甕棺中からであり、その土器型式は伊佐座式土器であって、50 A. D. 前後としてよいであろう。

8

このように、弥生時代の事象を、朝鮮半島におけるそれと、かなり具体的に対比することができるようになった。

今後は、弥生時代の中の事象について、その誘因の不明のものも、このような研究の継続によって、案外と明瞭になってくることも多いのではないかと思われる。

M E M O

U字谷の形成条件について

小 瞽 尚

U字谷は氷河の侵蝕作用をこうむった氷蝕谷の、最も特徴的・典型的なものとされている。わが国でもU字形の横断面形をもつか否かが、氷蝕谷認定のほとんど唯一の規準とされていた。しかし、すべての氷蝕谷がU字形の断面形を示すわけではなく、文字どおりのU字谷はむしろ少数例に属するといってよい。現に氷がつまつた、形成されつつあるU字谷の谷底を直接見ることはできず、氷河底の氷のふるまいに関する知識もまだ十分ではない。したがって、U字谷の形成メカニズムが完全に理解されているわけではないが、その結果として形成されたU字谷は各地に分布している。日本の氷河地形の理解を深めるためにも、U字谷の分布状態からその形成条件を検討しておく必要があると考えられる。

U字谷はそれが発達する場所と、それを形作った氷河のタイプによって、(1) 山岳氷河型、(2) 氷蝕谷源頭型(アイスランド型)、(3) 分水界貫通型などに分類されている。(1)は圈谷からあふれ出た氷河が単独で、または合流して流下する谷氷河によって、山地内に生じたもの。(2)は氷帽や氷床の下で、氷の排出溝の源頭に周囲から落ち込む氷と、排出溝を流下する氷流によって生じたもの。小起伏の高原状の高まりあるいは丘陵地にうがたれている。(3)は山岳氷河による場合もあるが、主に氷帽や氷床の下かその縁辺にある高まりを氷が越流して、分水界上の鞍部を切り開いたもの。前二者の谷の上端が半円型の急斜面か崖で終るのに対して、これは谷の両端が開いている。

これらのU字谷はいずれも、地形的にみて流域の氷の全部か、かなりの部分が排出される流路に発達する。すなわち氷が集中して流れる谷がU字谷となりやすい。この流路は単位時間内に一定量の氷が通過するので、氷河の流域面積および活動性と、流路の断面積の間には相互関係がある。流速の遅い寒冷(極地)氷河の場合には下刻力が弱く、巾の広い大きな流路が、流れが早く下刻力の強い温暖氷河では、それに比べて巾が狭く深い谷が形成されやすい。

巾が狭く、急峻な谷壁をもつ深い谷ほど、U字谷として形態が整っているので、U字谷が形成されやすいのは、下刻が強く働くか、谷巾が拡がらないようなところである。地形的にそのような条件をそなえたところとしては、a. 氷河進出前にすでに峡谷をなしていたところ、b. 隣接する山が高いところ、c. 山麓や支流と本流の合流点など傾斜が急に緩かになる部分よりも上流側、などがあげられる。地質的な条件からすると、a. 構造的な弱線、b. 節理の密度が大きなところ、c. 周囲に比較して軟かい岩石が分布している部分、などが他よりも速

かに下刻され、深い谷を作るはずである。しかし現実には、U字谷は侵蝕に対する抵抗力がきわめて強いとみられる、節理がまばらで緻密な結晶質岩石のところに形成されている例が多い。堆積岩の場合には、節理や層理が水平か垂直で、しかもその密度が比較的小なところにみられる。このことはU字谷の形成に関するかぎり、侵蝕に対する抵抗力が弱い地質よりも、むしろ急崖を永く維持できるだけの強度をもつ岩石の存在の方が、より重要な意味を有すると考えられる。

以上を総合すると、縦谷よりも横谷、本流よりも支流、本流であれば上流部、氷河による流路の争奪が行われた分水界などで、しかも節理の少ない花崗岩類の分布地に最も発達しやすいといえる。ウェールズ、スコットランド、アルプス、アンデス、ニュージーランドなどにおけるそれらの実例をスライドで紹介する。なお日本で上記のような条件をそなえたところは、槍・穂高連峰、剣・立山連峰などごく小範囲に限られる。

M E M O
